

7 足 福 介 収 第 5 2 号
令 和 7 年 4 月 3 日
(公 印 省 略)

地域包括支援センター センター長
居宅介護支援事業所 管理者
介護老人福祉施設 管理者 各位

足立区介護保険課長
小 峯 直 樹

令和7年度上半期東京都認定調査員新規研修について

標記の件について、東京都介護保険課より通知がありましたのでお知らせいたします。

令和7年度上半期の「東京都認定調査員研修」については、引き続きW e bを活用した研修を継続して実施することとなりました。(別紙1「令和7年度上半期東京都認定調査員新規研修(W e b研修)について」参照)。

なお、厚生労働省要介護認定適正化事業のeラーニングシステムに係る事項に関して、システム改修に応じて内容修正していますのでご注意ください。

つきましては、受講希望がございましたら、足立区オンライン申請システムからお申し込みください。

記

1 研修期日

当面、参集によらない研修形式のため、受講日時の指定はありません。ただし、東京都へ受講修了の報告を行う都合上、下記の通り履修期限を定めます。各期日までに受講報告の提出があったものに限り、東京都へ報告いたします。

第1回 令和7年 5月16日	第2回 令和7年7月31日
第3回 令和7年 9月24日	

2 対象

足立区で新規に認定調査に従事する者
既に新規研修を受講済で、再度受講を希望する者

3 受講の流れ

(1) 足立区オンライン申請システムからお申し込みください。

下記URLから「認定調査員向けeラーニングシステム登録申請」を選んでお申し込みください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kurashi/hoken/kaigo/jigyosho/index.html>

(2) お申し込みがあった方に、eラーニングシステム申込方法と研修受講後に回答してい

ただくアンケート（Excel ファイル）、e ラーニング結果の市区町村への報告をメールでお送りします。

受講アンケート等の送信元 : kaigo@city.adachi.tokyo.jp

（３）受講者は研修カリキュラムを履修し厚生労働省要介護認定適正化事業サイトより直接アカウント登録を行い「認定調査員向け講座」を受講。

（４）受講が済みましたら、（２）で届いた受講アンケートを入力し、履修確認画面のPDF ファイルを区の介護保険課にメールでお送りください。

送信先メールアドレス : kaigo@city.adachi.tokyo.jp

（５）各履修期限までに履修報告の確認でき、アンケートの回答をされた方について、区から都に報告します。

（６）都が研修修了者を確認し、修了者名簿に登載後、修了証書が区を経由して届きます。
この修了証書を受領した時点で認定調査員資格を有し、認定調査に従事できます。

4 その他

（１）認定調査員向け e ラーニングシステムは、認定調査員のための学習支援システムです。新規研修の受講目的のみでなく、認定調査の実務経験のある方の自席学習のためにも活用いただけます。ぜひお申し込みください。

（２）今回の新規研修を修了した後も、引き続き e ラーニングシステムを利用できます。今回の研修で指定された問題集以外にも問題が収録されていますので、今後の自席学習にご活用ください。

5 問合せ先

足立区 介護保険課 介護認定係

TEL 3 8 8 0－5 2 5 6

FAX 3 8 8 0－5 6 2 1

MAIL kaigo@city.adachi.tokyo.jp

以上